

### 三、第十八回國際勞動總會の成果

三〇

第十八回國際勞動總會は昭和九年六月四日より同二十三日まで瑞西壽府に於て開催せられ、佛政府代表ジュヌクン・ゴター氏議長となり、條約案四個、勸告案一個を採擇した。之によつて労働總會の採擇せる條約案の總數は四四、勸告の總數は四四となつた。

今回の總會に出席せる日本労働代表は菊川忠雄氏、顧問は鈴木倉吉、岩永榮一の兩氏、隨員は鈴木悅二郎氏であつた。尙政府代表は吉阪俊藏、北岡壽逸の兩氏、資本家代表は淺野良三氏であつた。

第十八回總會の成果の大意は左の如くである。

#### 議題第一 労働時間の短縮(週四十時間制)

雇傭主代表團の一致せる反對と政府代表中の一部の反對との結果、不採擇となり、明年の總會の議題に此の問題を再び上程することを理事會に要求する決議が可決せられた。

#### 議題第二 失業保險及各種失業者扶助方法

總會は「不任意失業者に對し給付又は手当を保證する條約案」を八〇對八票にて可決。「失業保險及び各種形態の失業者扶助に關する勸告」を七二票對一九票にて採擇。尙此の問題に關聯して總會は農業労働者の失業問題の調査を要求する決議、及び外國人失業者が救護を受ける權利に關する決議を可決した。

#### 議題第三 自動式板硝子工場に於ける休憩及交替の方法

「自動式板硝子工場に於ける労働時間の規制に關する條約案」は八七票對二八票にて採擇。尙硝子産業の其他の部門に於

ける労働時間に就ても、調査研究を續行することを労働局に要望する決議も満場一致可決せられた。

#### 議題第四 移民年金權の保存

「一國より他國に其の居住を移す労働者のため癩疾、養老及び寡婦孤兒保險に於ける既得權並に取得の途中にある權利の保存」の問題を今回の總會の議題に上程することは、九九票對票にて可決。又質問書の骨子たる「本年金權保存委員會報告の「結論」も九三票對票にて採擇せらる。

#### 議題第五 労働者職業病補償條約の部分的改正

總會は一〇四票對一一票にて、一九三四年職業病補償條約案を採擇した。此の改正條約案は職業病の範圍を擴張して、新たにシリコンス、燐中毒、砒素中毒等を追加してゐる。

#### 議題第六 一切の種類の種類に於ける婦人の地下労働の禁止

第一次討議を完了し、次回總會上程を可決

#### 議題第七 婦人夜業條約の部分的改正

一九一九年婦人夜業條約を改正する新條約案は、一二〇票對一票にて採擇せられた。新條約は(イ)管理又は監督の地位にある婦人に適用されざること。(ロ)夜業の絶對的禁止期間は、従前の夜十時乃至朝五時の代りに夜十一時乃至朝六時としても差支へないの二點である。

#### 其の他

尙總會は經濟復興に關する決議、及び公共事業委員會の設置に關する決議を可決。議事規則の改正、條約實施年報の精査、